

第6号様式（要綱第9条・14条関係）

年 月 日

藤 沢 市 長

申請者

住所

氏名

印

法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

申 告 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに規定する欠格事項に該当しないことを申告します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでの欠格事項

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

（法第七条第五項第四号 ニの生活環境の保全を目的とする法令）

第四条の六 法第七条第五項第四号 ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法
- 二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）
- 五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）
- 八 ダイオキシシン類対策特別措置法
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法第七条第五項第四号 ト、ヌ及びルの政令で定める使用人）

第四条の七 法第七条第五項第四号 ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの